

○ 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

改正後

（価格変動準備金の計算）

第六十六条 保険会社は、毎決算期において保有する資産をそれぞれ次の表の上欄に掲げる資産に区分して、それぞれの資産の帳簿価額に同表の積立基準の欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額以上を当該価格変動準備金として積み立てなければならない。この場合において、当該価格変動準備金の限度額は、毎決算期において保有する資産をそれぞれ同表の上欄に掲げる資産に区分してそれぞれの資産の帳簿価額に同表の積立限度の欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額とする。

対象資産	積立基準	積立限度
第六十五条第一号に掲げる資産	千分の一・五	千分の百
第六十五条第二号に掲げる資産	千分の一・五	千分の七十五
第六十五条第三号に掲げる資産	千分の〇・二	千分の十
第六十五条第四号に掲げる資産	千分の一	千分の五十
第六十五条第五号に掲げる資産	千分の三	千分の百二十五

（保険計理人の確認事項）

第七十九条の二 法第二百一十一条第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、生命保険会社にあつては、次の第一号に掲げる事項とし、損害保険会社にあつては、次に掲げる事項とする。

- 一 財産の状況に関する事項として次のイ及びロに掲げるもの
- イ 将来の収支を保険数理に基づき合理的に予測した結果に照らし、保険業の継続が困難であるかどうか。
- ロ 保険金等の支払能力の充実の状況が保険数理に基づき適当であるかどうか。

二（略）

現行

（価格変動準備金の計算）

第六十六条 保険会社は、毎決算期において保有する資産をそれぞれ次の表の上欄に掲げる資産に区分して、それぞれの資産の帳簿価額に同表の積立基準の欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額以上を当該価格変動準備金として積み立てなければならない。この場合において、当該価格変動準備金の限度額は、毎決算期において保有する資産をそれぞれ同表の上欄に掲げる資産に区分してそれぞれの資産の帳簿価額に同表の積立限度の欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額とする。

対象資産	積立基準	積立限度
第六十五条第一号に掲げる資産	千分の一・五	千分の五十
第六十五条第二号に掲げる資産	千分の一・五	千分の五十
第六十五条第三号に掲げる資産	千分の〇・二	千分の五
第六十五条第四号に掲げる資産	千分の一	千分の二十五
第六十五条第五号に掲げる資産	千分の三	千分の百

（保険計理人の確認事項）

第七十九条の二 法第二百一十一条第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、生命保険会社にあつては、次の第一号に掲げる事項とし、損害保険会社にあつては、次に掲げる事項とする。

- 一 将来の収支を保険数理に基づき合理的に予測した結果に照らし、保険業の継続が困難であるかどうか。

二（略）

(保険計理人の確認業務)

第八十条 保険計理人は、毎決算期において、法第二百一十一条第一項各号に掲げる事項について、次に掲げる基準その他金融庁長官が定める基準により確認しなければならない。

一～三 (略)

四 保険金等の支払能力の充実の状況について、法第三百十条並びに第八十六条及び第八十七条の規定に照らして適正であること。

五 (略)

(健全性の基準に用いる資本金、基金、準備金等)

第八十六条 法第三百十条第一号に規定する資本金、基金、準備金その他の内閣府令で定めるものの額は、次に掲げる額から繰延税金資産(税効果会計の適用により資産として計上される金額をいう。以下同じ。)の不算入額として金融庁長官が定めるところにより算出した額を控除した額とする。

一～七 (略)

2 (略)

(通常の予測を超える危険に対応する額)

第八十七条 法第三百十条第二号に規定する引き受けている保険に係る保険事故の発生その他の理由により発生し得る危険であつて通常の予測を超えるものに対応する額は、次に掲げる額を基礎として金融庁長官が定めるところにより計算した額とする。

一～二の二 (略)

三 資産運用リスク(資産の運用等に関する危険であつて、保有する有価証券その他の資産の通常の予測を超える価格の変動その他の理由により発生し得る危険をいう。第二百一十一条の六十において同じ。)に対応する額として次のイからへまでに掲げる額の合計額
イ～ニ (略)

(保険計理人の確認業務)

第八十条 保険計理人は、毎決算期において、次に掲げる基準その他金融庁長官が定める基準により、法第二百一十一条第一項各号に掲げる事項について確認しなければならない。

一～三 (略)

(新設)

四 (略)

(健全性の基準に用いる資本金、基金、準備金等)

第八十六条 法第三百十条第一号に規定する資本金、基金、準備金その他の内閣府令で定めるものの額は、次に掲げる額とする。

一～七 (略)

2 (略)

(通常の予測を超える危険に対応する額)

第八十七条 法第三百十条第二号に規定する引き受けている保険に係る保険事故の発生その他の理由により発生し得る危険であつて通常の予測を超えるものに対応する額は、次に掲げる額を基礎として金融庁長官が定めるところにより計算した額とする。

一～二の二 (略)

三 資産運用リスク(資産の運用等に関する危険であつて、保有する有価証券その他の資産の通常の予測を超える価格の変動その他の理由により発生し得る危険をいう。第二百一十一条の六十において同じ。)に対応する額として次のイからホまでに掲げる額の合計額
イ～ニ (略)

ホ 信用スプレッドリスク（金融商品取引法第二十一条第五

号に掲げる取引（同号イに係るものに限る。）若しくは同条第二十二項第六号に掲げる取引（同号イに係るものに限る。）又はこれらに類似する取引において、通常の予測を超える価格の変動その他の理由により発生し得る危険をいう。第六十二条第三号ホにおいて同じ。）に対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

ヘ イからホまでのリスクに準ずるものに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

四（略）

（健全性の基準に用いる供託金等）

第六十一条 法第二百二条第一号に規定する供託金その他の内閣府令で定めるものの額は、次に掲げる額から繰延税金資産の不算入額として金融庁長官が定めるところにより算出した額を控除した額とする。

一七七（略）

2（略）

（通常の予測を超える危険に対応する額）

第六十二条 法第二百二条第二号に規定する日本において引き受けている保険に係る保険事故の発生その他の理由により発生し得る危険であつて通常の予測を超えるものに対応する額は、次に掲げる額を基礎として金融庁長官が定めるところにより計算した額とする。

一〇二の二（略）

三 資産運用リスク（資産の運用等に関する危険であつて、日本において有する有価証券その他の資産の通常の予測を超える価格の変動その他の理由により発生し得る危険をいう。）に対応する額として次のイからへまでに掲げる額の合計額

イニ（略）

ホ 信用スプレッドリスクに対応する額として金融庁長官が定める

（新設）

ホ イからニまでのリスクに準ずるものとして金融庁長官が定めるところにより計算した額

四（略）

（健全性の基準に用いる供託金等）

第六十一条 法第二百二条第一号に規定する供託金その他の内閣府令で定めるものの額は、次に掲げる額とする。

一七七（略）

2（略）

（通常の予測を超える危険に対応する額）

第六十二条 法第二百二条第二号に規定する日本において引き受けている保険に係る保険事故の発生その他の理由により発生し得る危険であつて通常の予測を超えるものに対応する額は、次に掲げる額を基礎として金融庁長官が定めるところにより計算した額とする。

一〇二の二（略）

三 資産運用リスク（資産の運用等に関する危険であつて、日本において有する有価証券その他の資産の通常の予測を超える価格の変動その他の理由により発生し得る危険をいう。）に対応する額として次のイからホまでに掲げる額の合計額

イニ（略）

（新設）

ところにより計算した額

イからホまでのリスクに準ずるものに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

四 (略)

(健全性の基準に用いる供託金等)

第百九十条 法第二百二十八条第一号に規定する供託金その他の内閣府令で定めるものの額は、次に掲げる額から繰延税金資産の不算入額として金融庁長官が定めるところにより算出した額を控除した額とする。

一七七 (略)

二〇三 (略)

別表 (第五十九条の二第一項第五号ホ関係 (保険会社))

項目	記載する事項
法第百三十条第一号に係る細目	一～六 (略)
	六の二 平成八年大蔵省告示第五十号第一条第四項第一号に規定する額
	七 平成八年大蔵省告示第五十号第一条第四項第五号、第五項、第六項及び第八項から第十項までの規定により第八十六条第一項第七号に規定する金融庁長官が定めるものの額に算入することができる額
法第百三十条第二号に係る細目	八・九 (略)
法第百三十条第二号に係る細目	一～五 (略)

別表 (第五十九条の二第一項第五号ホ関係 (外国保険会社等))

項目	記載する事項
法第二百二条第一	一～六 (略)

ホ イからニまでのリスクに準ずるものとして金融庁長官が定めるところにより計算した額

四 (略)

(健全性の基準に用いる供託金等)

第百九十条 法第二百二十八条第一号に規定する供託金その他の内閣府令で定めるものの額は、次に掲げる額とする。

一七七 (略)

二〇三 (略)

別表 (第五十九条の二第一項第五号ホ関係 (保険会社))

項目	記載する事項
法第百三十条第一号に係る細目	一～六 (略)
	六の二 平成八年大蔵省告示第五十号第一条第三項第一号に規定する額
	七 平成八年大蔵省告示第五十号第一条第三項第六号及び同条第四項から第七項までの規定により第八十六条第一項第七号に規定する金融庁長官が定めるものの額に算入することができる額
法第百三十条第二号に係る細目	八・九 (略)
法第百三十条第二号に係る細目	一～五 (略)

別表 (第五十九条の二第一項第五号ホ関係 (外国保険会社等))

項目	記載する事項
法第二百二条第一	一～六 (略)

号に係る細目	六の二 平成八年度大蔵省告示第五十号 <u>第一条第四項</u> <u>第一号</u> に規定する額 六の三 平成八年度大蔵省告示第五十号 <u>第一条第四項</u> <u>第四号</u> に規定する額 七 平成八年度大蔵省告示第五十号 <u>第一条第四項</u> <u>第五号</u> 、 <u>第五項</u> 、 <u>第六項</u> 及び <u>第八項</u> から <u>第十項</u> までの規定により第百六十一号 <u>第一項</u> <u>第七号</u> に規定する金融庁長官が定めるものの額に算入することができる額 八・九 (略)
法第二百二十八条第二号に係る細目	一～五 (略)

別表 (第五十九条の二第一項第五号ホ関係 (免許特定法人))

項目	記載する事項
法第二百二十八条第一号に係る細目	一～六 (略)
	六の二 平成八年度大蔵省告示第五十号 <u>第一条第四項</u> <u>第一号</u> に規定する額
	六の三 平成八年度大蔵省告示第五十号 <u>第一条第四項</u> <u>第四号</u> に規定する額
	七 平成八年度大蔵省告示第五十号 <u>第一条第四項</u> <u>第五号</u> 、 <u>第五項</u> 、 <u>第六項</u> 及び <u>第八項</u> から <u>第十項</u> までの規定により第百九十条 <u>第一項</u> <u>第七号</u> に規定する金融庁長官が定めるものの額に算入することができる額 八・九 (略)
法第二百二十八条第二号に係る細目	一～五 (略)

号に係る細目	六の二 平成八年度大蔵省告示第五十号 <u>第一条第三項</u> <u>第一号</u> に規定する額 六の三 平成八年度大蔵省告示第五十号 <u>第一条第三項</u> <u>第五号</u> に規定する額 七 平成八年度大蔵省告示第五十号 <u>第一条第三項</u> <u>第六号</u> 及び <u>同条第四項</u> から <u>第七項</u> までの規定により第百六十一号 <u>第一項</u> <u>第七号</u> に規定する金融庁長官が定めるものの額に算入することができる額 八・九 (略)
法第二百二十八条第二号に係る細目	一～五 (略)

別表 (第五十九条の二第一項第五号ホ関係 (免許特定法人))

項目	記載する事項
法第二百二十八条第一号に係る細目	一～六 (略)
	六の二 平成八年度大蔵省告示第五十号 <u>第一条第三項</u> <u>第一号</u> に規定する額
	六の三 平成八年度大蔵省告示第五十号 <u>第一条第三項</u> <u>第五号</u> に規定する額
	七 平成八年度大蔵省告示第五十号 <u>第一条第三項</u> <u>第六号</u> 及び <u>同条第四項</u> から <u>第七項</u> までの規定により第百九十条 <u>第一項</u> <u>第七号</u> に規定する金融庁長官が定めるものの額に算入することができる額 八・九 (略)
法第二百二十八条第二号に係る細目	一～五 (略)